

## 国民健康保険被保険者証の更新時期です

現在、ご使用の国民健康保険被保険者証は、7月31日(火)で使用できなくなりますので、7月下旬に新しい被保険者証を世帯主あてに送付します。ただし、保険税の納付状況によって短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。

## 平成24年度国民健康保険税納税通知書を7月上旬に送付します

■**納税義務者**／国民健康保険税は、被保険者(加入者)一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

■**普通徴収の納期限(年間8回)**

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 【第1期】 7月31日(火)       | 【第2期】 8月31日(金)       |
| 【第3期】 10月 1日(月)      | 【第4期】 10月31日(水)      |
| 【第5期】 11月30日(金)      | 【第6期】 12月25日(火)      |
| 【第7期】 平成25年 1月31日(木) | 【第8期】 平成25年 2月28日(木) |

※国民健康保険税の納付は便利な「口座振替」をご利用ください。

■**取扱窓口**／平成23年度から、これまでの取扱窓口(金融機関等)に加え、納期限内であれば曜日や時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます(平成23年度以降に課税されたものに限る)。



問合せ／春日部年金事務所 ☎048-737-7510  
国保年金担当 ☎991-1870

## 国民年金保険料の納付が困難な方は免除・猶予制度があります

国民年金の第1号被保険者で、経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な方には、所得審査で承認された場合、国民年金保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。

**平成24年度免除申請受付は、7月から始まります。**

■**免除制度**

- ▶全額免除は、保険料の全額が免除になる制度です。
- ▶一部免除は、一部保険料を納付することで、残りの保険料が免除になる制度です。所得審査の対象は、申請される方と配偶者、世帯主の平成23年中の所得です。

■**若年者納付猶予制度**

- ▶30歳未満の方には、免除制度のほかに若年者納付猶予制度があります。
- ▶学生の方は、対象外となります。学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

■**申請に必要なもの**

- ▶年金手帳
- ▶印鑑
- ▶失業などの理由による申請は、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証等
- ▶転入により松伏町で所得の確認ができない方は、前住所地での平成23年中の所得証明書

※代理人の方が申請に来られる場合は、来られた方の本人確認のできるもの(免許証・パスポート等)。また、申請人と代理人が別世帯の場合は、委任状が必要となります。

## 平成24年度介護保険料納入通知書を送付します

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの提供を行う制度です。

介護保険制度を運営するための財源は、介護サービスにかかる費用の10%が利用者の自己負担、残りの90% (介護給付費)は、国・県・町の公費と、40歳以上の方に納めていただく介護保険料です。

■**第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料**

第1号被保険者の介護保険料は、市町村民税の課税状況や収入・所得に応じて決まります。

今回、平成24年度市町村民税の決定により、第1号被保険者の介護保険料を算定しました。

第1号被保険者の介護保険料の納付方法には、「特別徴収(年金天引き)」と「普通徴収(納付書又は口座振替)」があります。

**普通徴収の方には、7月上旬に平成24年度分の納入通知書(納付書)を送付します。**

なお、特別徴収の方には、9月上旬に特別徴収開始通知書を送付します。

■**第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の介護保険料**

第2号被保険者の介護保険料は、健康保険税(料)と一体的に納めていただいております。保険料額は、加入している健康保険によって異なります。

## 後期高齢者医療保険の平成24・25年度保険料の改定について

平成24年度の保険料額が確定しました。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに課されます。

|       |   |                    |   |                           |
|-------|---|--------------------|---|---------------------------|
| 保 険 料 | = | 均 等 割 額<br>41,860円 | + | 所 得 割 額<br>所得金額×所得割率8.25% |
|-------|---|--------------------|---|---------------------------|

保険料の納付方法は、普通徴収(納付書又は口座振替)と特別徴収(年金天引き)があります。

■**普通徴収(7月中旬に送付)**

町から送付される納付書で、納期限内に役場や金融機関等で納付いただきます。また、申請により口座振替も利用できます。

■**特別徴収(7月下旬に送付)**

年金支給の際に、年金の受給額から保険料が天引きされます。(年度途中において被保険者資格を取得された方は、一定期間、普通徴収後に特別徴収に変更になります。)

現在、ご使用の後期高齢者医療被保険者証は、7月31日(火)で使用できなくなりますので、7月中旬に新しい保険証を送付します。

## 「本人通知制度」に登録して戸籍謄本等の不正取得を防止しましょう

戸籍や住民票の不正取得による個人情報の不正利用の防止のため、「本人通知制度」を活用しましょう。

この制度は、住民票や戸籍謄本などを代理人や第三者が請求し、交付した場合、登録した方を対象に交付の事実を本人に通知する制度です。

■**対象者**／松伏町に住民登録のある方、戸籍のある方

■**登録に必要なもの**／本人確認の書類、代理申請の場合は委任状

■**登録期間**／3年

